庁内各局部課長各附属機関の長各地方機関の長各都道府県警の長

原議保存期間5年(令和11年3月31日まで)有 効 期 間一種(令和11年3月31日まで)

警察庁丙備企発第93号、丙人発第31号 令 和 5 年 4 月 7 日 警 察 庁 警 備 局 長 警 察 庁 長 官 官 房 長

警察庁における特定秘密の保護に関する訓令の運用について(通達)

特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)第11条第1項は、行政機関の長に対し、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により指定された特定秘密(以下単に「特定秘密」という。)を適切に保護するための措置の実施に関する規程を定めるよう規定しているところ、同項を受けて制定された警察庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年警察庁訓令第8号)については下記のとおり運用することとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。また、各都道府県警察にあっては、法の運用に関し、参考とされたい。

なお、「警察庁における特定秘密の保護に関する訓令の運用について(通達)」(令和2年3月27日付け警察庁丙備企発第130号ほか)については、廃止する。

記

- 1 特定秘密管理者(第2条関係) 警察庁長官は、特定秘密管理者として警備局長を指名している。
- 2 保全責任者等(第3条関係)

保全責任者は、警備企画課長、公安課長、警備第一課長、警備第二課長、警備第三課長、 外事課長及び国際テロリズム対策課長とする。また、各課の次席に該当する職員を臨時 代行職員とし、各課において特定秘密の保全に関する業務を行う課長補佐に相当する職 員を保全責任者補助者とする。

3 職員の範囲(第4条関係)

特定秘密管理者は、指定された特定秘密ごとに当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を記載した書面を作成し、保管するものとする。

4 特定秘密の保管容器(第21条関係)

第4項の「特定秘密管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に特定秘密管理者が定めることとする。

5 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機(第23条関係)

第1項の「特定秘密管理者が認めたもの」は、警察庁WANシステムとする。

また、共有フォルダに保存された特定秘密を含むファイルの暗号化措置の解除は、あらかじめ当該ファイルを警察庁WANシステムの端末装置のローカルフォルダに移動さ

せた後に行うものとする。

### 6 交付及び伝達の承認 (第27条関係)

当該特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている同一の所属の職員の間における特定秘密文書等の交付又は特定秘密の伝達は、あらかじめ特定秘密管理者が承認したものとみなす。

なお、特定秘密の伝達は、原則として特定秘密文書等の交付又は貸与により行うものとする。

# 7 運搬の方法 (第28条関係)

運搬することができない又は不適当であるときの運搬方法については、当該特定秘密 文書等の実情に応じ、特定秘密管理者が個別に定めることとする。

## 8 文書及び図画の封かん(第30条関係)

「特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたとき」とは、警察庁において立入制限(立ち入ろうとする者に原則としてその人定事項、行先等を記載した書面を提出させること又は I Cカード式符錠等の鍵により立入制限を行い、かつ、行先の担当者の承諾を得なければ立ち入ることができない場合に限る。)を行っている庁舎内の取扱場所相互間を運搬する場合とする。

## 9 伝達の方法(第34条関係)

真にやむを得ない場合を除き、所定の暗号化措置を施した電話機で伝達する場合以外の場合においては、電話により特定秘密を伝達してはならないものとする。

#### 10 保管管理簿(第35条関係)

保管管理簿の作成は、保管する特定秘密文書等が大量となる場合その他必要な場合に 行うものとする。